

(仮称) 仙台市犯罪被害者等支援条例骨子案に対する意見の概要と本市の考え方について

○実施期間 令和6年4月26日(金)～令和6年5月25日(土)
 ○意見提出件数 9件(5名(個人))

No.	骨子案に対するご意見	本市の考え方
1	<p>○基本計画の策定と策定組織構成について 仙台市に犯罪被害者等支援条例が制定されますことを大変喜ばしく思います。県内市町村では仙台市のみが未制定でしたが、是非、他市町村の範となる条例、施策を期待しております。</p> <p>さて、骨子案を見ますと被害者支援施策の推進計画、検証についての記述がありません。</p> <p>支援施策は各部局横断的な施策も少なくないと承知しておりますが、条例に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するためには、推進のための基本計画を策定し、施策の実施状況を点検、評価してその進捗、達成状況を公表する仕組みが不可欠と思われま。宮城県犯罪被害者等支援条例のみならず、市町村レベルでも犯罪被害者等支援条例で基本計画の策定を条文に掲げている自治体も少なくありません。仙台市においても、施策の検証と見直しを図り、多様化する支援ニーズに的確に対応するためにも基本計画の策定等について条例に明記すべきと考えます。</p> <p>また、基本計画策定に際しては、被害者支援に関わる有識者のみならず、当事者である被害者等が参画するなど、その声が反映されるような組織構成とすべきと考えます。</p>	<p>本市におきましては、「仙台市安全安心街づくり基本計画」の中で、犯罪被害者等支援に係る施策について記載しております。条例制定を機会に、今後、記載内容を一層充実させてまいります。</p> <p>そして、仙台市安全安心街づくり推進会議において、施策について検証を行い、いただいたご意見を基に適宜施策の見直しを行ってまいります。</p> <p>また、計画に被害者の方の意見が反映される方法を検討してまいります。</p>
2	<p>○犯罪被害者等が安心して暮らせる支援について 防犯の強化こそ、被害者の安心できる支援であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、東京等で公園から女子トイレが廃止されている。女子トイレの保護シェルターとしての役割を考えると、必要であるので、仙台市では確保をお願いしたい ・公共施設の建て替えに伴い、専用トイレをフロアごとにする等、男女トイレを近接させない工夫をお願いしたい ・防犯カメラの設置を増やす ・コンビニや商店など、110番がすぐできる施設がすぐわかるよう目印をつける(こども110番の店のような) 	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
3	<p>○二次被害、再被害の発生防止 社会全体で犯罪を許さない空気を作っていく。犯罪を軽視せず、通報を躊躇しないような工夫。被害届提出のハードルを下げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪を許さない空気のある社会こそ、被害者の安心できる社会だと思ふ。そのため、市民の人権意識のアップデート、被害者への対応の知識、防犯啓発活動に力を入れる ・「このくらいならたいしたものではない」と自分が感じていても、被害者はそうではない。犯罪軽視も二次加害である認識をもつ。 ・通報をあきらめさせる行為、通報を無駄として妨害する行為も、二次加害であるという認識をもつ。 ・軽犯罪の場合、被害届を出すことを躊躇することもあがるが、統計上正確さにかけることになるので、被害届を提出する心理的ハードルを下げるようにする ・学校内のいじめは、いじめとされ軽視されがち。犯罪という認識を持ち、再発防止を徹底する 	<p>被害者やそのご家族の方の支援は、二次被害及び再被害の発生防止に十分に配慮して行わなければならないことを骨子案に記載しており、その考え方に基づき条例案を検討してまいりたいと考えております。</p>

No.	骨子案に対するご意見	本市の考え方
4	<p>○被害者の精神ケア、家族及び交友関係や、事件発生時に居合わせた人など、ケアする範囲を広げる 被害者の兄弟へのケアが十分ではなく、苦勞した兄弟の話をきいた。被害者以外にも精神負担を感じるものを医療に繋げるように。</p>	<p>条例に基づき実施する犯罪被害者等支援に係る精神的支援の助成について、具体的な内容を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>○被害者と加害者が生活拠点が同じ場合、被害者の意向に沿ってどちらかを物理的に離すようにする いじめなどでも、被害者が転校するケースがみられる。被害にあったうえ、転居する負担は相当大きい。加害者側を退去させることもできればよい</p>	<p>条例に基づき実施する犯罪被害者等支援に係る転居に要する費用の助成について、具体的な内容を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>条例制定について支援の基本的な理念が明記され大変よろしいと思います。 仙台市として、独自に支援金の支給することや、日常生活支援サービスを行うことについても強く賛成します。 できるだけ円滑に早期に犯罪被害者の回復が図れる制度になるように、運用の工夫を是非お願いいたします。</p>	<p>被害者やそのご家族の方の過度な負担とならないように、申請書類の簡略化を図ってまいります。また、早期かつ円滑に支援金等の支援が提供できるように、関係機関との相互連携を図ることを骨子案に記載しており、その考え方にに基づき条例案を検討してまいりたいと考えております。</p>
7	<p>今回、仙台市が一時的な生活資金の助成する制度を導入することは、宮城県内の他自治体との均衡の点から必要性があるものと理解し評価する。 しかし、危惧する点もある。私は、犯罪被害者支援の分野で過剰な自治体間競争が起こることは、好ましくないと考える。なぜなら、犯罪被害者は、誰もが等しく充実した支援を受けられるべきであり、生活資金の助成など基本となる施策は国により一律に定めることが国と地方自治体の適切な役割分担であると考えているからだ。各自治体の条例や要綱を根拠にした支援金は、自治体によって額を増減することが容易であり、過剰な競争の原因になりかねない。 願わくは法律を根拠として、全国一律の額や枠組みで一時的な生活資金が支給されるべきなので、国に対してこの点は働きかけをしていただきたい。また、各自治体の負担で支給する枠組みが変わらないのであれば、その財源についても国に対して働きかけをしていただきたい。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、機会を捉えて国への要望を検討してまいります。</p>
8	<p>○窓口のワンストップ化について いろいろな支援を行うとのこと。とても良いことだと思います。被害者の立場に立って考えると、一か所の窓口相談に行くだけで必要な手続きができることが大事。被害者が家事支援、支援金、転居費用などの支援につながるができるように、市役所の福祉部署などとの連携をがんばってください。</p>	<p>被害者やそのご家族の方の過度な負担とならないように、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置することを骨子案に記載しており、その考え方にに基づき条例案を検討してまいりたいと考えております。また、福祉部門等との連携にも努めてまいりたいと考えております。</p>
9	<p>表現の自由は守られるべきだが、暴力表現は被害者の精神に悪影響であるので、ゾーニングされるべきだと思います。 ※性被害者の方が、特定のキャラクターに対し、精神的苦痛を感じるとのSNSでの発言を見ました。 私も暴力表現にあたると思いますので、このキャラクターを起用した自治体等に連絡しました。 以上、被害者の精神的苦痛を与えない社会をめざして欲しいです。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>